



# 固定資産の所有者が 亡くなった時の手続き

～令和2年度税制改正 固定資産税分～

税務課 資産税係 ☎ 0824-73-1144

## 現に所有している者の申告

土地・家屋の所有者が亡くなった場合、相続人であることを知った日から3カ月以内に、固定資産の現所有者である旨を申告することが義務化されました。さらに、正当な事由がなく申告しなかった場合には、10万円以下の過料の対象となる罰則も設けられました。

土地・家屋の所有者が亡くなった場合は「相続人代表者指定届」または「固定資産現所有者申告書」を税務課または各支所市民生活係に提出してください。

## 使用者を所有者とみなす制度の拡大

これまでは、土地や家屋を使用している人がいても、相続放棄などにより所有者が分からない場合、課税を行うことができませんでした。

しかし、税制改正により、相続関係などの調査をしても所有者を特定できない場合、令和3年度から使用者を所有者とみなして課税することができることとなりました。

※市県民税などの改正内容については、10月号でお知らせします。



## 新型コロナウイルス感染症などの影響を緩和するための市税の軽減や特例について

### 1 中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の軽減

中小事業者等は、令和2年2月から10月までの連続する3カ月で、前年同期と比較して売上高が30%以上減少した場合、令和3年度に限り固定資産税が軽減されます。(令和3年1月31日までに申告する必要があります)

### 2 中小事業者等の先端設備に該当する固定資産税の特例

中小事業者等は、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの期間内に、市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した、事業用家屋と構築物\*の固定資産税の課税標準が3年間ゼロになります。

\*扉、看板(広告塔)や受変電設備など

### 3 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特別措置の適用期限が、令和3年3月31日まで延長されました。

### 4 徴収猶予の特例

令和2年2月以降の任意の期間に、事業などの収入が大幅に減少(前年同期と比べておおむね20%以上減少)した場合、令和3年1月31日までに納期限を迎える市税について、無担保、延滞金なしで1年間徴収の猶予を受けることができます。

### 5 寄附金税額控除の特例

政府の自粛要請などを受けて、開催を中止したイベントのチケット購入者のうち、チケットの払い戻しを受けないこと(払戻請求権放棄)を令和3年12月31日までに選択した場合は、チケットの金額分を「寄附」とみなし、寄附金税額控除を受けることができます。

(文部科学大臣が指定した文化芸術・スポーツに関するイベントが対象)

### 6 住宅借入金等特別税額控除適用の特例

入居要件の期限までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たしていれば、期限内に入居したものと同様の、住宅ローン控除を受けることができます。

7月には、

固定資産税2期、国民健康保険税1期、介護保険料2期、後期高齢者医療保険料1期の納付月です。〔納期限7月31日(金)〕

◆「口座振替」にしている方は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

◆納付で困っていることがあれば、収納課にご相談ください。

### 【問い合わせ】

固定資産・軽自動車に関すること

税務課資産税係 ☎ 0824-73-1144

市県民税に関すること

税務課市民税係 ☎ 0824-73-1146

納付・徴収猶予に関すること

収納課収納係 ☎ 0824-73-1511

次回予告

来月は、「土地・家屋の異動の届け出」の予定です。